

熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱

制定	平成12年	4月	1日	減量美化推進課長決裁
改正	平成16年	12月	28日	減量美化推進課長決裁
	平成20年	2月	25日	環境保全局長決裁
	平成20年	10月	21日	環境保全局長決裁
	平成22年	5月	28日	環境保全局長決裁
	平成25年	8月	22日	ごみ減量推進課長決裁

(目的)

第1条 事業活動に伴って廃棄物を排出する事業者に対し、自らが排出する廃棄物(以下「自己廃棄物」という。)の発生抑制及びその適正な分別、保管、再生等の処理について指導を行い、事業系廃棄物の減量化及び再資源化を推進することにより、資源循環型社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 専ら再生利用の目的となる廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維をいう。)及び再生利用の実績がある廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維を除く。)であって、生活環境保全上の支障がないものとして市長が認めたものをいう。
- (2) 再生資源活用業者 再生資源の選別、圧縮、破砕、梱包及び再生等を行う者をいう。
- (3) リサイクル事業者 再生資源活用業者であって、第8条第1項の規定に基づく認定を受けた者をいう。
- (4) 多量排出事業者 次のいずれかに該当する者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条第9項及び第12条の2第10項に規定する事業者として政令で定めるものを除く。)をいう。
 - ア 事業の用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延床面積が8,000平方メートル未満のものを除く。以下「大規模建築物」という。)であって、特定建築物(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条に規定する特定建築物をいう。)であるものの管理について権限を有する所有者、占有者その他の者
 - イ 従業員数が20人以上の事業所を有する事業者
 - ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者(医療業にあつては医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院で病床数が200床以上の病院に、その他の事業場にあつては特定有害産業廃棄物排出事業場に限る。)
 - エ 熊本市内における年間廃棄物排出量が100トン以上の事業所を有する事業者

(市の責務)

第3条 市は、事業系廃棄物の減量化及び再資源化を促進するため、事業者に対する関係情報の提供、啓発その他必要な施策を総合的に講じるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自己廃棄物の発生抑制及び再資源化を推進することにより、その減量化に努めるものとする。

2 事業者は、自己廃棄物の再資源化を推進する上で、第8条に規定するリサイクル事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(廃棄物減量・リサイクル責任者)

第5条 多量排出事業者は、自己廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進に関する業務を担当させるため、事業所又は大規模建築物ごとに廃棄物減量・リサイクル責任者を選任し、市長に届け出るものとする。廃棄物減量・リサイクル責任者を変更したときも同様とする。

2 前項の規定による届出は、廃棄物減量・リサイクル責任者選任(変更)届(様式第1号)により行うものとする。

(廃棄物減量・リサイクル計画書)

第6条 多量排出事業者は、自己廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進に関し事業所又は大規模建築物ごとに廃棄物減量・リサイクル計画書(様式第2号)を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による廃棄物減量・リサイクル計画書は、前年度の実績に基づいて作成し、毎年6月30日までに提出しなければならない。

(指導及び助言)

第7条 市長は、前条第2項の規定により提出された廃棄物減量・リサイクル計画書の内容を審査し、事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(リサイクル事業者の認定等)

第8条 次の各号に掲げるすべての要件を満たす者は、リサイクル事業者として、市長が認定することができる。

- (1) 再生資源活用業者としての実績が1年以上あること。
 - (2) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当していないこと。
 - (3) 再生資源活用業者として、その事業の用に供する施設及び事業を行っている者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 再生資源が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設等を有すること。
 - イ 再生資源の選別、圧縮、破碎、梱包及び再生等を適正に行うことができる施設を有していること。
 - ウ 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - (4) 熊本市又は熊本市近隣の市町村に事務所、営業所又は事業所を有すること。
 - (5) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リサイクル事業者認定申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 3 第1項の認定の期間は、5年とする。ただし、期間満了後も引き続きリサイクル事業者の認定を受けようとする者は、更新の手続きをすることができる。(ただし、期間満了後も引き続きリサイクル事業者の認定を受けようとする者は、期間満了日の前日までに更新の手続きをしなければならない。)
- 4 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、再生資源のリサイクルを適正に行うことができると認めるときは、リサイクル事業者認定証(様式第4号)を申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定に基づく認定を受けたリサイクル事業者がその業務に関し生活環境保全上の支障を生じたとき又は生じるおそれがあるときは、必要な指導を行うことができる。
- 6 市長は、リサイクル事業者が第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は前項の指導に従わないときは、認定を取り消すことができる。
- 7 リサイクル事業者は、第2項のリサイクル事業者認定申請書に記載した事項を変更したとき又は事業を廃止したときは、リサイクル事業者認定変更・廃止届出書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 8 リサイクル事業者は、認定を取り消されたときは、リサイクル事業者認定証を市長に返納しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。ただし、新たに対象となる事業者については、平成17年3月31日までの間、第6条第1項及び第7条第1項の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前第8条第1項の規定により認定を受けている者は、改正後の第8条第1項の規定により認定を受けた者とみなす。この場合において、同項中「5年」とあるのは、「改正前の第8条第1項の規定により認定を受けた日から5年」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。